

第2章 申請手続き及び方法

第4節 検査申請

第4節 検査申請

1 完成検査前検査申請

(1) 申請の方法

完成検査前検査申請は、次に掲げる方法によること。

ア 完成検査前検査は、タンク1基ごとに申請すること。

イ 完成検査前検査は、次に掲げる時期にそれぞれ申請すること。

(ア) 溶接部検査は、特定屋外貯蔵タンクのタンク本体に関する工事の開始前

(イ) 基礎・地盤検査は、特定屋外貯蔵タンクの基礎及び地盤に関する工事の開始前

(ウ) 水張検査等は、液体の危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクに配管その他の附属設備を取り付ける前

ウ 完成検査前検査の申請後であって、完成検査前検査の実施前に完成検査前検査を必要とする変更許可を受けた場合は、改めて完成検査前検査の申請をする必要はないものであること。

エ 次に掲げる場合は、水張検査等の申請をすること。

(ア) 製造所等の区分を変更したとき。(S56.2.3 消防危第10号質疑)

(イ) 製造所等を廃止し、貯蔵タンクを他の製造所等で再使用するとき。(S59.3.30 消防危第27号質疑)

(ウ) 上記(ア)及び(イ)の場合において、タンクの位置、構造及び設備に変更がなく、当該タンクの経歴や維持管理状況等の確認により、当該タンクが令第11条第1項第4号(水張又は水圧試験に係る部分に限る。以下同じ。)、第12条第1項第5号又は第13条第1項第6号の基準に適合すると認められる場合には、当該タンクの従前のタンク検査済証を有効なものとして扱い、完成検査前検査(水張又は水圧試験に係る部分に限る。)を改めて実施しないこととして差し支えない。(H9.6.2 消防危第70号質疑)

(2) 申請書の記載方法

ア 製造所等の別は、製造所等の区分及び細区分を記載すること。

イ タンクの製造者は、タンクを製造した業者名を、製造年月日は、新規に製造した年月日を記載すること。

ウ その他、第1節5の記載例によること。

(3) 添付図書

完成検査前検査申請書には、次により図書を添付すること。

ア 溶接部検査又は基礎・地盤検査に係る申請書

(ア) 許可指令書、許可申請書、変更内容及び構造設備明細書のそれぞれの写し

(イ) タンク位置図

(ウ) タンク本体図(全体図、オリエンテーション、底板図及び側板図等)

第2章 申請手続き及び方法

第4節 検査申請

(エ) タンク本体の設計図書（基礎・地盤検査に限る。）

(オ) 補修図（板取替図及び溶接線補修図等）

イ 水張検査等に係る申請書

許可申請書で確認できるタンクにあつては不要、それ以外のタンクにあつては概ね次の資料の全部又は一部とする。

(ア) タンク全体図

(イ) 容量計算書

(ウ) ノズル詳細

(エ) 板取図等

(4) 他の法律の規定により検査、検定を受けたタンクの取扱い

政令第8条の2第4項の規定に基づき、高圧ガス保安法第56条の3第1項、第2項若しくは第3項の規定による特定設備検査に合格したタンク、同法第56条の6の14第2項（同法第56条の6の22第2項において準用する場合を含む。）の規定により特定設備基準適合証の交付を受けたタンク、労働安全衛生法第38条第1項、第2項若しくは第3項の規定による検査に合格したタンク、又は同法第44条第1項若しくは第2項の規定による検定に合格したタンクで設置又は変更許可に係るものは、当該タンクの検査済証又は検定合格証の写しを提出するとともに、当該タンクの外観検査を受けなければならないものであること。

(5) 他の市町村で検査を受けたタンクの取扱い

政令第8条の2の2の規定により他の市町村長等の水張検査又は水圧検査を受けたタンクで設置又は変更許可に係るものは、当該市町村長等の交付したタンク検査済証の写しを提出するとともに、当該タンクの外観検査を受けなければならないものであること。

(6) 海外で製作された液体危険物タンクの扱い（H13.3.23 消防危第35号通知）

製造所又は一般取扱所において使用するための液体危険物タンクを、複数の機器等が連結された一まとまりの設備（以下「ユニット」という。）に組み込まれた状態で輸入される液体危険物タンクについて、水張試験又は水圧試験と同等以上の試験が、海外の公正かつ中立な検査機関によって実施されたことが確認できる場合においては次によること。

ア 対象となる液体危険物タンク

対象となる液体危険物タンクは、次の（ア）及び（イ）に適合するものであること。

（ア）製造所又は一般取扱所のユニットに組み込まれた状態（周辺機器等が接続され、塗装等の処理が施されたもので、そのままの状態では水張試験又は水圧試験の実施が困難なもの）で輸入されるもの

（イ）海外の公正かつ中立な検査機関による政令第9条第1項第20号の水張試験又

第2章 申請手続き及び方法

第4節 検査申請

は水圧試験と同等以上の試験において、漏れ、又は変形しないものであることが、当該試験機関の検査報告書(検査結果、検査方法・手順、検査状況、検査責任者等の内容が明確にされているもの)により確認されるもの

イ 市町村長等による水張試験又は水圧試験の実施

政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験については、海外の公正かつ中立な検査機関により作成された検査報告書を活用し、検査手数料を徴収して外観検査を行うことにより、タンク検査済証を交付することができるものとする。

ウ 海外の公正かつ中立な検査機関

海外の公正かつ中立な検査機関は、政令第9条第1項第20号の水張試験又は水圧試験と同等以上の試験を適性にかつ確実に実施するために必要な技術的能力及び経理的基礎を有しているものであること。当該検査機関の例を次に示す。

- ・ Loyd's Register (ロイズ・レジスター)
- ・ Germanisher Lloyd (ジャーマニッシャー・ロイド)
- ・ Underwriters Laboratories Inc. (ユー・エル)
- ・ SGS (エス・ジー・エス)
- ・ TUV (テュフ)
- ・ Bureau Veritas (ビューロ・ベリタス)

(7) 移動タンク貯蔵所の完成検査前検査 (H9.3.26 消防危第33号通知)

ア 完成検査前検査の申請

完成検査前検査は、移動タンク貯蔵所の常置場所を管轄する市町村長等又は移動貯蔵タンクを製造する場所を管轄する市町村長等に対し申請するものとする。ただし、これらの市町村長等で完成検査前検査を行うことが困難な場合は、これらの市町村長等以外の市町村長等に対し申請することができるものであること。

イ 水圧検査の方法

タンクの水圧検査は、各タンク室のマンホール上面まで水を満たし、所定の圧力を加えて行うこと。

この場合において間仕切を有する移動貯蔵タンクの水圧検査は、移動貯蔵タンクのタンク室のすべてに水圧をかけた状態で実施することができるものであること。

ウ タンク水圧試験中の変形

タンクの水圧試験において生じてはならない変形とは、永久変形をいい、加圧中に変形を生じても圧力を除いた時に加圧前の状態に復するものは、ここでいう変形に該当しないものであること。

2 完成検査申請

(1) 申請の方法

完成検査申請は、次に掲げる方法によること。

ア 完成検査の申請は、変更許可ごとに行う場合のほか、複数の変更許可に係る検査

第2章 申請手続き及び方法

第4節 検査申請

を一括して申請することもできることとする。

イ 複数の変更工事を含む変更許可であって、先行して完成した部分について完成検査を行う場合は、変更許可の内容を工事が完成した部分に縮小する資料提出を行うとともに、その他の部分について新たな変更許可申請を行うこととする。

ウ 完成検査申請書の提出部数は、正本1部及び副本1部とすること。

(2) 申請書の記載方法

ア 完成検査申請書には、該当するすべての許可年月日及び番号を「設置又は変更の許可年月日及び許可番号」の欄に連記すること。

イ 使用開始予定期日は、「完成検査済証交付後」と記載又は使用開始予定年月日を記載すること。

ウ その他、第1節5の例によること。

(3) 添付図書

ア 特定屋外タンク貯蔵所

(ア) 漏れ試験記録書

(イ) 水平度測定等測定結果記録書

底板形状計測記録及び沈下測定記録等

(ウ) 保安検査済証の写し

政令第8条の2第4項第2号で保安検査を受けたことにより溶接部検査を要しないこととされた場合に限る。

(エ) 水張試験後の溶接部試験確認資料

側板と底板（又はアニュラ板）との溶接部に限る。

(オ) 配管検査記録書

(カ) 接地抵抗記録書

イ その他の製造所等

(ア) 高圧ガス保安法及び労働安全衛生法による検査証の写し（政令第8条の2第4項第1号で他法令による検査又は検定に合格したものに限る。）

(イ) 配管検査記録書

(ウ) 接地抵抗記録書

(エ) 特定屋外タンク貯蔵所以外の貯蔵タンク等については、執務資料編第1.5「水張（水圧）検査実施要領」によること。

(オ) 地下配管で電気防食を行ったものについては、防食電位測定記録書

(カ) 移動タンク貯蔵所にあつては、車両の車体番号の写し

(キ) 移送取扱所にあつては、非破壊試験記録書

(ク) その他必要な図書

(4) 中間検査

完成検査にともなう中間検査（例）は、次のとおりとする。

第2章 申請手続き及び方法

第4節 検査申請

- ア 前記1（5）及び（6）に定めるタンクで保温・保冷の施工前
- イ 屋外貯蔵タンク（特定、準特定屋外貯蔵タンク以外の屋外貯蔵タンクは、写真により代替もできる。）・地下貯蔵タンク等の基礎の配筋
- ウ 屋外貯蔵タンクの防油堤及び地下貯蔵タンクのタンク室等の配筋
- エ 配管（自主検査記録でも代替できる。）
- オ 地下貯蔵タンクの据付時

3 保安検査申請

法第14条の3に規定する保安に関する検査について必要な事項は、政令及び省令に定めるもののほか、次によること。

（1）申請の方法

- ア 保安検査は、特定屋外タンク貯蔵所又は特定移送取扱所で、保安に関する検査を受ける場合、施設ごとに申請すること。
- イ 保安検査を受けるに際して、タンク底部に係る変更の工事が行われ、溶接部検査申請が必要となった場合で、次の要件をすべて満たしているときは、溶接部検査は要しないものであること。（S59.7.13 消防危第72号通知）
 - （ア）変更の工事に係る溶接部検査の対象がタンク底部に係るものに限られること。
 - （イ）溶接部検査を受け得る状態に至った時期に保安検査が実施されること。
 - （ウ）保安検査により、タンク底部に係る部分が政令第11条第1項第4号の2に定める基準に適合していると認められること。

（2）申請書の記載方法

申請書は、第1節5の例によること。

（3）添付図書

特定屋外タンク貯蔵所の保安検査申請書には、次の図書を添付すること。

- ア 許可指令書、許可申請書、変更内容及び構造設備明細書のそれぞれの写し
- イ タンク位置図
- ウ タンク本体図（全体図、オリエンテーション及び底板図）
- エ 補修図（板取替図及び溶接線補修図等）
- オ 板厚測定結果一覧表（底部板の全取替えの場合を除く。）
- カ 底部板の過去の取替板等の履歴がわかる資料（全取替えの場合を除く。）
- キ 過去における当該タンクの不等沈下に関する資料